特別支援教育

特別支援教育の推進

(1) 合理的配慮の提供

我が国が平成 26 年に批准した「障害者権利条約」には、障がい者が差別なしに、か つ、他の者との平等を基礎として、生涯学習を享受することや、合理的配慮が障がい者 に提供されることを確保することなどが盛り込まれている。こうしたことを踏まえ、学 校は、生徒・保護者から学校教育を受けるために必要かつ適当な変更・調整を求める意 思の表明があった場合、次の点に留意して、合理的配慮を提供しなければならない。

ア 対話による合意形成

合理的配慮は、生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じ、学校及び生 徒・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供すること。

その際、学校は、均衡を失した又は過度の負担を課すものであると判断した場合に は、生徒・保護者に分かりやすく説明し、実現可能な代替措置を提案するなど、合意 形成のための対話の場を設けること。

なお、対話においては、現在必要とされている変更・調整は何か、何を優先して提 供する必要があるかなどについて共通理解を図ること。

イ 個別の教育支援計画への明記

合意された合理的配慮の内容は、個別の教育支援計画に明記し、当該生徒に関わる 教職員や、特別支援教育支援員等がプライバシーに配慮しつつ情報を共有すること。

また、進級や進学等の移行期の引継ぎにより、一貫した組織的な支援が行われるよ うにすること。

ウ 合理的配慮の柔軟な見直し

障がいのある生徒が、十分な教育を受けるために必要かつ適切な合理的配慮を提供 できているかという観点から評価することが重要であり、合理的配慮の合意形成後も、 生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、合理的配慮の内容を柔軟 に見直すことができることについて、学校及び生徒・保護者間で共通理解を図ること。

エ 好事例の活用

学校においては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究 所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援デー タベース」を活用するなどして、合理的配慮の提供事例を 参考とし、均衡を失した又は過度の負担とならない範囲 で、同様の対応に努めること。



● 単三型 インクルーシブ教育 データベース 二次元コード

参考サイト

(2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、生徒一人一人に対するきめ細かな指導や 支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っており、通級による指 導を受ける生徒には必ず作成し、効果的に活用することとなっている。また、通級によ る指導を受けていない障がいのある生徒にも作成し、活用に努めることとしている。

個別の教育支援計画

- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関と連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために作成する計画である。
- 個別の教育支援計画を活用することにより、家庭や医療、福祉、労働等の関係機関が それぞれ行っている支援を共有し、役割を 明確にすることで支援の効果を高めること が期待される。
- <u>中学校から引き継いだ個別の教育支援計</u> <u>画を活用する</u>ことで、入学前から進路先ま での一貫した支援をすることが期待され る。

個別の指導計画

- 教育課程を具体化し、生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細かな指導をするために作成する計画である。
- 個別の指導計画を活用することにより、 <u>各教科等の指導において、障がいのある生</u> <u>徒の困難さに応じた指導内容や指導方法の</u> 工夫をホームルーム担任と教科担任が共有 <u>し</u>、計画的、組織的に指導を行うことが期待 される。

参考サイトほ



道教委高校教育課「高等学校における特別支援教育に関する資料」 (個別の指導計画の様式及び記入例を掲載) 二次元コード

(3) 校内委員会の機能と特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、 校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓 口等の役割を担っている。

校内委員会においては、特別支援教育コーディネーターが中心となり、ホームルーム 担任や教科担任の気付きについて積極的に交流するなど、幅広く学校全体で特別な教育 的支援を必要としている生徒の把握及び状況の共有を図る必要がある。

また、特別な教育的支援を必要とする生徒に対する支援等を検討する際には、まずは 学級全体に対して分かりやすい授業の工夫、ICT の活用を含む合理的配慮の提供などホー ムルームの中ででき得る方策を十分に検討する必要がある。

加えて、支援の対象となった生徒の支援内容について、定期的に校内委員会に報告するとともに、生徒の状態や支援内容の評価を踏まえて、必要な見直しを行うことが重要である。

(4) 高等学校における「通級による指導」

高等学校に在籍している障がいのある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障がいの状況に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態である通級による指導は、学校教育法施行規則の改正により平成30年4月から実施できることとなっている。

通級による指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難のある生徒に対し、その改善・克服を目的に、特別の教育課程を編成して個別の指導を行うものであり、障がいに応じたきめ細かな指導や支援が可能になること、自立や社会参加を図るために必要な能力の育成や、通常の学級における授業の理解促進などにつながることが期待されている。

道教委では、高等学校における通級による指導の充実に向け、次のことに取り組

んでいる。

ア 「道立高等学校等における『通級による指導』の手引」の改訂

高等学校における通級による指導の制度化以降、指導を受けた生徒から「人の話を 聞く時に相づちが打てるようになり、自分から話しかける自信がついた」等の声が聞 かれるなど、一定の成果が上がっている一方、高等学校においては、通級による指導 の実施校数が少なく、発達障がい等のある生徒に対する指導経験等が十分蓄積されて いないなどの課題も抱えている。

こうしたことを踏まえ、令和6年3月に本手引の一部を改訂し、通級による指導で 期待される効果の項目に「気持ちの整理ができるようになり、周りの人と笑顔で話せ

るようになった」、「ロッカーやかばんの整理の仕方が 身に付き、アルバイトが続くようになった」など、通級 による指導を受けた生徒の声を収録したほか、指導要録 の記載方法について、実際の様式などを示している。



通級による 指導の手引 二次元コード

また、発達障がいのある生徒への自立活動の実践事例

参考サイト

を示し、導入、展開、まとめに至る学習活動におけるポイントを示している。

イ 新入生・保護者向けリーフレット「道立高等学校等における『通級による指導』」 の改訂

新入生や保護者が通級による指導について理解を深めることができるよう、対 象生徒、指導形態、実施までのプロセスなど、高等学校 通級 リーフレット における通級の指導の基本的な考え方を記載している。

また、昨年度からは中学生やその保護者、中学校教員 にも同様のリーフレットを配布し、周知に努めている。



炒参考サイト

ウ 文部科学省委託事業「効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル 構築事業」

今年度、既に通級による指導を実施している 札幌琴似工業高等学校(定時制)及び大樹高等学 校を配置校(拠点校)に指定し、通級による指導 を希望する生徒が在籍する学校(巡回先校)への 巡回指導を実施している。

各高等学校においては、本事業によらず、全て の高等学校において、通級による指導を実施する ことができることを踏まえ、制度に対する理解を 一層深め、通級による指導を必要とする生徒に対 して適切に対応することが求められている。



図 1 配置校(拠点校)と巡回先 校の概念図

(5) 病気療養中等の生徒に対する学びの保障

学校教育法施行規則により、高等学校等において、「オンライン授業(インターネッ ト等のメディアを利用して、同時双方向で行う授業)」が実施できることとなっており、 「病気療養中等の生徒(入院・自宅療養中等の生徒)」に対し、当該授業を行った場合 は、出席扱いとすることができる。病気療養中等の生徒については、医師等の意見等か ら配信側の授業時間に合わせて、オンライン授業を受信することが難しいと学校が判断 した場合に限り、本人・保護者の意向を踏まえ「オンデマンド型の授業(事前に収録さ れた授業を学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを活用して配信を行うこ とにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業)」を行うことが可能である。

また、病気療養中等の生徒等を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校等は、授業に代えて通信教育を行うことができる。 参考サイト 🗊



高校教育課 ウェブページ 二次元コード

2 特別支援教育の現状

(1) 令和7年度「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」 の調査結果(道教委)

令和7年度の本調査結果において、道立高等学校における教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校の割合は、「第1学年」、「第2・3・4学年」のいずれにおいても、昨年度より減少している。

また、教育上特別な支援を必要とする生徒の割合は、昨年度に比べ、「第1学年」で減少しているが、「第2・3・4学年」においては増加している。

調査対象	学校数*1 (割合*2)			人数(割合*3)		
学年	R7	R6	R5	R7	R6	R5
第1学年	88 校	98 校	95 校	248 人	340 人	331 人
用 另 I 子 H	(40.6%)	(44.3%)	(43.0%)	(1.1%)	(1.5%)	(1.4%)
第2・3・	113 校	117 校	122 校	475 人	622 人	489 人
4 学年	(51.1%)	(52.9%)	(55.0%)	(1.1%)	(0.9%)	(0.7%)

- *1:全日制、定時制それぞれを1校とカウントしている。
- *2:全日制は185校、定時制は32校を分母としている。
- *3:人数の割合は、調査時点の在籍者数を分母としている。

(2) 令和6年度「特別支援教育体制整備に関する調査」の結果(道教委)

【高等学校における通常の学級における要支援者の状況等】

質問事項	回 答	割合
校内委員会において、特	知的な遅れはないが、発達の状態等による学習面や	40.9%
別な教育的支援が必要	行動面の困難がある	
と判断した主な理由	知的な遅れによる学習上又は生活上の困難がある	11.9%
個別の教育支援計画	個別の教育支援計画を作成している	48.6%
及び指導計画の作成・	個別の指導計画を作成している	63.3%
活用状況	個別の教育支援計画又は個別の指導計画への合理	97.3%
	的配慮の提供内容について明記している	
	個別の教育支援計画の作成に当たって、他機関と情	97.3%
	報共有をしている	

(3) 「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」による支援員の配置

道教委では、高等学校における特別支援教育の充実を図るため、発達障がいを含む障がいのある教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する道立高等学校に、特別支援教

育支援員を配置している。令和7年度は、年度当初に9校、年度途中に2校の計11校を 配置校として指定し、支援員を配置した。

(4) 特別支援教育スーパーバイザー等 (SV、PT) の派遣

道教委は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校に、各教育局に配置している「特別支援教育スーパーバイザー(SV)」、又は「特別支援教育パートナー・ティーチャー(PT)派遣事業」を活用して、特別支援学校の教員を、次のとおり派遣している。ア 支援内容

対象となる生徒の状況の把握、管理職等との協議や当該生徒への対応方法等についての助言、個別の教育支援計画及び指導計画の作成に係る校内研修会の実施などを行っている。

イ 派遣状況

令和6年度は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校136校のうち、125校に延べ195回の派遣を行った。今年度は、105校を超える学校へ派遣する予定である。

	派遣対象	派遣学校数		
	学校数	全体	全日制	定時制
令和5年度	135 校	128 校	114 校	14 校
令和6年度	136 校	125 校	110 校	15 校
令和7年度	105 校超			

(5) 令和7年度高等学校における「通級による指導」の実施校

道教委では、高等学校における「通級による指導」を推進するため、道立高等学校に 通級指導担当教員を配置している。令和7年度の通級指導実施校5校(札幌西(定)、札 幌琴似工業(定)、名寄、大樹、更別農業)及び巡回指導の巡回先校を道教委ホームペー ジに公表している。

(6) 「個別の指導計画」に基づく効果的な指導の在り方に係る調査研究

令和6年8月、道教委は株式会社 LITALICO と連携協力に関する協定書を締結し、教員向けサービス「LITALICO 教育ソフト」の共同開発を通して、「『個別の指導計画』に基づく効果的な指導の在り方に係る調査研究」を進めている(令和8年3月まで実施)。

本調査研究の協力校として、8校(月形、追分、上富良野、訓子府、紋別、大樹、阿寒、別海)を指定しており、協力校においては、特別な支援を必要とする生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を充実させるため、LITALICO教育ソフトを活用して、「個別の指導計画」を作成し、活用している。

3 全ての教師の特別支援教育に係る専門性の向上

令和5年3月に文部科学省から公表された「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」の報告において、障がいのある生徒を含め多様な生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、全ての教師が、高い学習効果が得られるよう分かりやすい授業づくりを進め、通常の学級において全ての生徒が安全・安心に学ぶことができるよう、多様性を尊重したホームルーム経営が求められていることが示された。そのため、全ての教師は、特別な教育的支援を必要とする生徒の特性等を理解して、実

践に生かすことや、組織的に対応するために必要な知識・支援方法を理解し、学習上、生活上の支援を工夫することができる資質能力を身に付ける必要がある。

道教委では、特別な教育的支援が必要な生徒一人一人の障がいの特性に応じた指導や支援の充実に向け、特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援教育センターにおける全校種の教職員を対象とした「特別支援教育基本セミナー」や特別支援教育コーディネーターを初めて担当する教員等を対象とした「特別支援教育コーディネーター基本研修」などの研修を行っている。

また、オンデマンド形式で研修用動画を視聴できる「特センライブラリ」では、「高校段階における障がいの特性の理解」や「高校段階における特別な教育的支援が必要な生徒のニーズに応じた指導や支援」などのコンテンツを配信し、特別支援教育に関する基本的事項の理解促進を図っている。

さらに、特別支援教育への基本的な理解を深められるよう、特別 支援教育に関する近年の動向や学習指導要領の趣旨を踏まえて改 訂した「特別支援学級担任のハンドブック(新訂版)」や、通級に よる指導において行う自立活動の基本的内容や実践事例等を掲載 した『追補版』を発行するなどして、全ての教師の専門性向上のた めの取組を推進している。



特別支援教育センター ウェブページ 二次元コード



特センライブラリ 専用ページ 二次元コード



特別支援学級担任 のハンドブック 二次元コード

●参考サイト

4 高等学校における特別支援教育の実際

(1) A 高校における生徒支援

A高校定時制課程(以下「A高校」という。)では、特別な教育的支援を必要とする

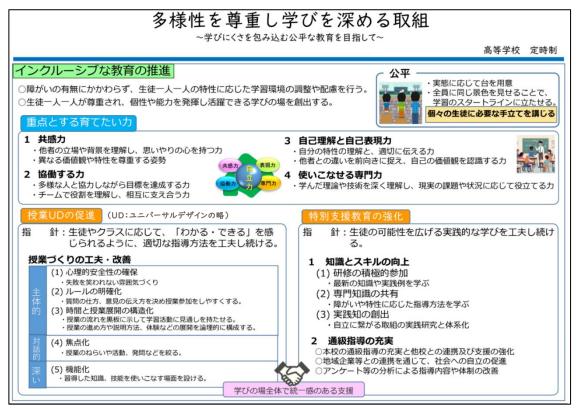


図2 A高校における「多様性を尊重し学びを深める取組」概念図

生徒が、通常の学級に在籍し、互いに学び合い、ともに成長できる環境づくりが進められている。障がいの有無に関わらず、一人一人の特性に応じた支援と環境調整により、生徒の個性や能力を最大限に生かす教育の実現を目指している。A高校では、図2のとおり、「共感力」、「協働する力」、「自己理解と自己表現力」及び「使いこなせる専門力」を育むことを目標に掲げ、特別な教育的支援を必要とする生徒に対して、適切な支援や手立てを講じられるよう取り組んでいる。

ア 特別支援教育の充実と実践の再整理

文科省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、高等学校に在籍している学習上及び生活上著しい困難のある生徒数の割合は 2.2% であることが分かっている。これは、全国の高等学校の全てのク

ラスに約1人、困難のある生 徒が在籍していることからに相 当する。こうしたことからは 全ての高等学校においては、 特別な教育的支援をいて必要る する生徒が在籍していることを前提として、教職員が失 とを前提として、教職員で生 とを対して、対応していくことが大切である。

授業については、高等学校では、一般的に集団への指導をベースに、小集団への指導を個別指導を考えることが多いが、A高校では、これまでも個別指導が必要な生徒がでも個別指導が必要な生徒がにことから、個別指導と集団への指導の在り方を見つめ直してきた。(参照:図3)

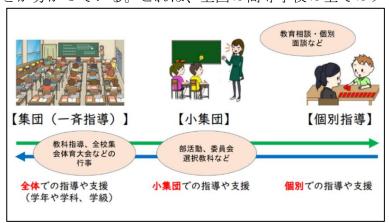


図3 高等学校における特別支援教育の推進((独)国立特別支援教育総合研究所作成の資料に加筆したもの)

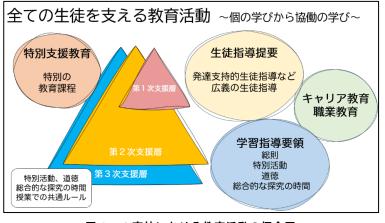


図4 A高校における教育活動の概念図

学校行事や部活動などについては、教職員が生徒の成長段階を踏まえながら取組を推進してきた。これらの取組は、特別支援教育の考え方と重なる部分が多いことから、本校の既存の実践を、改めて、全ての生徒を支える教育活動である、特別な支援が必要な生徒を含む学校の支援体制として図4のように再整理した。また、A高校では、「学習指導要領(平成30年告示)解説 総則編」に掲載のある「特別な配慮を必要とする生徒への指導」や、「生徒指導提要」を活用した特別支援教育等の基本的な考え方に対する教職員の理解を校内研修等で深めている。

イ 通級による指導の充実と支援体制の構築

A高校では、入学者の約8割が不登校を経験していることから、早期の支援体制の

構築を重視している。そのため、入学者が決定後、独自の「生徒実態把握調査」を行い、調査結果を一覧表としてまとめたものを、4月の職員会議において全教職員で共有している。

本調査において使用する「中学校引き継ぎシート」(図 5)の項目は、道教委作成の「個別の指導計画(高等学校)」を踏まえて作成している。また、本シートは合理的配慮の必要な生徒や、通級による指導における特別な支援が必要な生徒(以下「通

●作成情報						
学校名		学級担任		作成日	R 年	月日
	→ k±±□	特別支援教育コーディネータ	-	11120	. '	,, ,
●生徒の基 生徒氏名	本 情報	生年月日	年 月 日	性別		
	■ 通常の学級		スクールカウンセラ			
在籍時期等			手帳の有無 □有 (- 13/3) □無
関	病院名		主治医			
係医療機	服薬 □有 □無	薬名		/=A\\Cn	++10 . /-	
関福祉	診断名	その	他の機関	(診断問	詩期: 年	月)
家庭状況		2071	S V I MIN			
●高校生活	を送る上で必要な情報					
	□ 友だちが少ない □ 友人関係を	上手に築けない □ 教師や	ク大人とは話せる □ 相談	できる人がいる	□ 困ったとき	黙ってしまう
対人関係・ コミュニ	□ 相手の気持ちを理解できな □ 場の	の雰囲気が読めない 🗌	困ったときに助けを求めることが	できる 🗌	額面どおりに解釈	択する
ケーション	□ 表現がおさない □ 思い	いやりがある □ 積極的	内に他者と関わる 🗌 🤋	常に受け身で自分	からは関わろうと	しない
	特記事項			配慮事項		
	1910 F.X			HUIIW 7-7		
	□ 読みが苦手 □ 書きが苦手					おか古手
学習面	□ 指示理解が苦手 □ 集中しにく					545
	□ 聞きながら書くことが苦手 □ 筆 特記事項	記用具やフリントをなくしやすし 		する 配慮事項	□ 子智に消極	ik tr.)
	村記事垻			111.息事児		
	□ 不注意な間違いが多い □ 指	示に従うことが難しい	□ 計画的に行動することが	難しい		
行動面	□ 忘れっぽい □ 不器用さがある					
	□ じっとしていられない □ 感覚過ぎ	敵がある □ 常にマイペ	└─ス □ とても得意なる	ことがある反面、相		もある
				配慮事項		
	特記事項			印息争块		
	特記事項			ELD思事項		
July Advices	特記事項	□ ストレスを抱えやすい			予定の変更で不	安になりやすい
情緒面			↑ □ 不安を抱えやすい	□ 急な		
情緒面	□ かどしやすい □ 穏やか		\ □ 不安を抱えやすい □ パニックを起こしやすい	□ 急な		
情緒面	□ か火しやすい □ 穏やか□ 自己中心的 □ 気持ちの切り替		\ □ 不安を抱えやすい □ パニックを起こしやすい	□ 急な□ 自分		
	□ か火しやすい □ 穏やか□ 自己中心的 □ 気持ちの切り替 特記事項	きえが難しい	\ □ 不安を抱えやすい □ パニックを起こしやすい	□ 急な· □ 自分 配慮事項	分が非難されると	
情緒面 本人の 特性理解	□ か火しやすい □ 穏やか□ 自己中心的 □ 気持ちの切り替	えが難しい		□ 急な □ 自分 配慮事項	分が非難されると	過剰に反応する
本人の	□ か火しやすい □ 穏やか□ 自己中心的 □ 気持ちの切り替 特記事項□ 告知を受け診断名も知っている□ 特性を理解した上で、対処方法も知ったとで、対処方法も知ったとの	えが難しい	\	□ 急な □ 自分 配慮事項 □ 診断名・	分が非難されると	過剰に反応する
本人の	□ かっとしやすい □ 穏やか □ 気持ちの切り替 特記事項 □ 告知を受け診断名も知っている	えが難しい	\	□ 急な □ 自分 配慮事項	分が非難されると	過剰に反応する
本人の 特性理解	□ か火しやすい □ 穏やか□ 自己中心的 □ 気持ちの切り替 特記事項□ 告知を受け診断名も知っている□ 特性を理解した上で、対処方法も知ったとで、対処方法も知ったとの	えが難しい	\	□ 急な □ 自分 配慮事項 □ 診断名・	分が非難されると	過剰に反応する
本人の特性理解	□ か火しやすい □ 穏やか□ 自己中心的 □ 気持ちの切り替 特記事項□ 告知を受け診断名も知っている□ 特性を理解した上で、対処方法も知ったとで、対処方法も知ったとの	えが難しい	\	□ 急な □ 自分 配慮事項 □ 診断名・	分が非難されると	過剰に反応する
本人の特性理解得意なことととあるととある。	□ か火しやすい □ 穏やか□ 自己中心的 □ 気持ちの切り替 特記事項□ 告知を受け診断名も知っている□ 特性を理解した上で、対処方法も知ったとで、対処方法も知ったとの	えが難しい	\	□ 急な □ 自分 配慮事項 □ 診断名・	分が非難されると	過剰に反応する
本人の 特性理解 得意なこと 趣味等	□ か火しやすい □ 穏やか□ 自己中心的 □ 気持ちの切り替 特記事項□ 告知を受け診断名も知っている□ 特性を理解した上で、対処方法も知ったとで、対処方法も知ったとの	えが難しい	\	□ 急な □ 自分 配慮事項 □ 診断名・	分が非難されると	過剰に反応する
本人の 特性理解 得意なこと 趣味等 本人の希望な 特来の参数な	□ か火しやすい □ 穏やか□ 自己中心的 □ 気持ちの切り替 特記事項□ 告知を受け診断名も知っている□ 特性を理解した上で、対処方法も知ったとで、対処方法も知ったとの	えが難しい	\	□ 急な □ 自分 配慮事項 □ 診断名・	分が非難されると	過剰に反応する

図5 中学校引き継ぎシート

級生徒」という。)に対して作成する、A高校の「個別の指導計画(通級生徒用)」 にも対応できるように工夫している。

なお、通級生徒用の「個別の指導計画(通級生徒用)」は、特別支援学校学習指導 要領に定められている自立活動の内容(6区分27項目)と関連付けて、指導目標や指 導内容を設定することが必要であることから、通級担当教員と担任が協力して作成し ている。教員間で入学前から一人一人の生徒の特性や指導・支援の方針に関する情報 を共有することにより、入学直後から適切な指導や学習支援を行うことが可能となり、 通級生徒の学習面及び生活面における不安軽減にもつながっている。



ウ 学校図書館を活用したインクルーシブ教育

インクルーシブ教育を推進しているA高校では、学校図書館を活用して通級による 指導を実施している。学校図書館という開放的な空間では、全ての生徒が伸び伸びと 活用している。また、A高校の学校図書館を利用する生徒と通級生徒が自然に関わる ことができるため、インクルーシブ教育を推進する場として適している。

A高校の学校図書館は、始業前の時間に少し早く登校した生徒が居場所として利用している。また、学校図書館では、生徒のペースに合わせて、教職員が相談に乗ったり、学習のサポートを受けたりすること、学校には行けるが自分のクラスに入りづらいときや気持ちを落ち着かせてリラックスしたいときに利用すること、などの校内教育支援センター的機能としての活用だけではなく、生徒等の必要性に応じた外部支援機関との連携等の取組も行なっている。

実際、A高校では、通級による指導「他者とのかかわりを学ぶ」の一環として、通級生徒が、学校図書館の利用者バーコードの登録業務、図書の整理・整頓などの活動の一部を担当している。通級生徒の中には、コミュニケーションの場面において困難を感じている者もいるが、これらの活動を通して得られる、他の生徒からの感謝の言葉等により、通級生徒を取り巻く学級や学校の温かい人間関係が醸成されている。

(2) B高校における生徒支援について

ア 生徒の特性

B高校では、中学校で特別支援学級に在籍していた生徒や、発達障がい、起立性調節障がい、社交不安性障がいなど、様々な課題を抱え医師の診断を受けている生徒が入学している(図6)。

また、医師の診断は受けていないも のの、特別な教育的支援を必要とする



図6 B高校における入学生全体に占める特別な教育 的支援を必要とする生徒の割合 (左から順に「特別支援学級卒」、「発達障がい含む 疾患等」、「不登校生徒」を表す。)

生徒、中学校時代に不登校であった生徒、中学校の学びが十分に積み重なっておらず、基礎的な学力が身に付いていない生徒、人との関わりに強い苦手意識のある生徒が在籍している。このような多様な生徒に対し、学力を保障するだけでなく、社会性を育成することも喫緊の課題となっている。

イ 学校としての取組

B高校では、10名程度の生徒に対して通級による指導を実施している。主に、放課後の個別指導を中心とした自立活動を行うとともに、コミュニケーショントレーニングや「自分らしい生き方について考えさせる進路指導」等を実施している。

一方、自校の生徒に対する集団指導としての、特別な教育的支援を必要とする生徒への支援の方策では、図7のように、通級による指導だけではなく、学校設定科目「カルチベーション」を設定し、1年生全員を対象として、記憶、言語理解、注意、知覚、推論、判断などの認知機能を強化する学習等を行うことで、自立して生きるための、社会面、学習面、身体面において必要なスキルを身に付けることができるようにしている。

学年	通級による指導	学校設定科目による指導
1 年	〈授業名〉通級による指導 〈学習時期〉1年は後期より 2・3年は通年 (放課後週1回程度)	 〈授業名〉カルチベーション (学校設定科目) 〈学習時期〉通年 (必修1単位) 〈対象〉1年全員 〈学習内容〉 ・基礎学習の復習 ・認知機能を強化する学習・ソーシャルスキルトレーニング など
2 年	〈対 象〉通級による指導の希望者 〈学習内容〉一人一人の課題に合わせた学習	※日常の授業において生徒の状況等を踏まえ た指導の実施
3 年	・コミュニケーショントレーニング・ストレスマネジメント・進路学習・敬語の使い方・自己理解・他者理解	 〈授業名〉カルチベーション 〈学習時期〉通年(選択2単位) 〈対象〉選択カルチベーション希望者 〈学習内容〉 ・基礎学習の復習 ・コミュニケーショントレーニング ・ソーシャルスキルトレーニング ・ジョブスキルトレーニング

図7 B高校における生徒の課題解決に向けた学習の機会

また、B高校では、全ての教 科・科目の授業において、ど の生徒にも分かりやすい授業 を目指し、教務部が中心とな って、授業にユニバーサルとな って、授業にユニバーサルを 教員が共通理解している。具 体的には、図8の資料を年度 初めの職員会議で共有し、 教員で確認している。

授業展開について 導入からまとめまで、誰もがわかりやすい授業に

① 導入前について

- ・教員はチャイム前に入室し、生徒の入室、着席を促します (教員の早めの入室は生徒の表情や人間関係を観察する良い機会です)
- ・教室や机の整理整頓を確認します
- ・身だしなみを確認して、しっかりと挨拶させます
- ② 授業の導入について
 - ・切り替えが苦手な生徒のために、授業へ入るための動き(帯学習)を作ります (例 簡単な漢字・計算プリント、時事問題に関する雑談、英語で挨拶、前時の内容をクイズ形式で発問など)
- ③ 授業の展開
 - ・授業の目標(学ぶ内容)と見通しを提示します (口頭だけでなく板書やカードなど視覚的にわかるものも重要です)
 - ・授業の中に3つ程度の小展開を設け、生徒の集中を切らさないようにします
 - ・板書を写すことが苦手な生徒のために、プリントの活用がお薦めです
 - ・生徒が他の子に教え、教えられる雰囲気を作りましょう
 - ・スモールステップと反復が知識の定着につながります

図8 教員向け配付資料(授業展開について、一部抜粋)

- R7 特別支援教育 10 -

教務部

ウ 地域の特別支援学校と連携した取組

B高校では、近隣の特別支援学校と連携して、特別支援教育についての理解・啓発を目的とした研修会を実施している。令和6年度は、オンライン研修を計6回実施した(図9)。

教員が学びたい特別支援教育の知識や技能を身に付けられるよう、研修のテーマは 教員の研修ニーズを踏まえて設定し、特別支援学校のコーディネーターがファシリテーターとなって実施した。

例えば、「整理整頓ができず日常生活に影響がでている生徒の理解と対応」をテーマとして実施した第5回の研修会では、図10のワークシートを活用しながら、説明を受けた後、教員同士で話合い、本校の取組の現状を確認するとともに、今後の方策について理解を深めた。

_		
	第1回	「優先順位を無視しがちな生徒の理解と対応」
l	第2回	「場面緘黙の傾向のある生徒の理解と対応」
l	第3回	「他人のささいな言動に振り回される傾向のある生徒の理解と対応」
l	第4回	「作業や学習が止まると、その後の継続が難しい生徒への理解と対応」
l	第5回	「整理整頓ができず日常生活に影響がでている生徒の理解と対応」
	第6回	「苦手なことには初めから取り組もうとしない生徒の理解と対応」

図9 近隣の特別支援学校と連携して実施している研修会のテーマ

整理整頓、どこからアプローチする?

教室を見渡すと、生徒の机の中がぐちゃぐちゃで、いつのプリントか分からないものが出てくる…捜し物が見つからない…ということが多くあると思います。また、授業中も必要のないものが机上に出しっぱなしになっており、学習スペースが狭くなってしまうことも度々見受けられます。今回は整理整頓が苦手な生徒への支援・指導の工夫について考えていきます。

手立て1: 視覚的に分かるお手本を示す

- ・授業が始まる前の机上
- ・学校にいる間の机の中
- ・下校時の机の中
- ・整理整頓された棚

手立て2: 具体的な言葉掛けをする

- 「国語のプリントはピンク色のファイルにとじてください。」
- ・「ファイルは後ろの棚にしまってください。」
- ・「筆箱以外の物は、机の中にしまってください。」



手立て3:言葉掛けの方法、タイミングを考える

- ・こまめに促す
- ・「今」「朝の会が始める前」「帰る前」など、いつやるべきなのかを具体的に伝える
- ・呼名や肩をトントンしてから、「○○をしてください」と伝える
- ・時間割に整理整領のタイミングを示し、指示がなくても動けるようにする



図10 図9の第5回研修会において活用した資料(一部抜粋)

エ 通級による指導開始までのプロセス

(ア) 指導開始前までの流れ(図11)

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条により、「言語障害者、自閉症

者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、その他障害のある者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの」などの児童生徒を対象としている。

しかし、医師による診断がなくても支援を必要とする生徒は在籍していることから、本人・保護者の希望を把握するため、全校生徒に対して通級による指導の希望 調査を行っている。

希望があった場合は、本人・保護者から個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成に関する同意を確認した後に、面談希望があった本人及び保護者との面談を行い、面談シート(図 12)をもとに、困っていることや、通級による指導において身に付けたい資質・能力を明確にし、三者で共有している。面談の結果、例えば、図13のような生徒の目標設定が見られた。

その後、放課後等を活用して、当該生徒の実態に応じた自立活動を試行するとと もに、指導内容の選定を行い、校内特別支援委員会、職員会議を経て、通級による 指導を開始する。

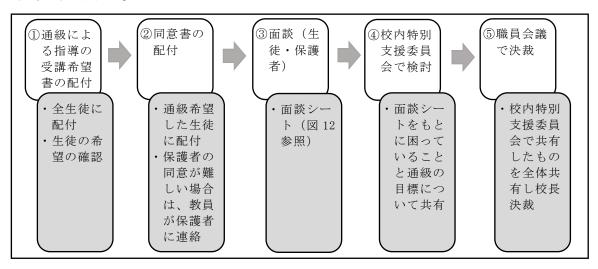


図 11 通級による指導の開始までの流れ

面談生徒氏名		学年・クラス・学科	年	組	農・生
面談者		面談日時	年	月	H
	'	記録			
よ人の願い (進路	・学校生活など)				
- Mr. C.L. I. Santha					
悪 (本人か感じ	ているもの) 学習面・生活面・				
	良さ	困りのあ	3 E C 8)	
目標設定(どんな	ことをがんばりたいか)				
	都合の悪い曜日、人数(単独)				



図 12 面談シート (左:生徒用・右:保護者用) (一部抜粋)

生徒A	思ったことをすぐに言ってしまうことを改善したい。コミュニケーション力を身に付けたい。
生徒B	積極的に自分の意見を伝えられるようになりたい。数学を頑張りたい。
生徒C	コミュニケーション、就職に向けて準備をしたい。
生徒D	生活管理、基礎知識を身に付けたい。



参参考サイト

図 13 面談シートにおける目標設定に係るコメント(一部抜粋)

(イ) 指導開始後・指導内容

通級による指導の1回目は、教員と生徒本人が目標を共有することが重要であることから、個別の指導計画の目標を確認し、共通理解を図っている。次回以降の通級による指導において、どのような学習をするのか、教師がどのような支援をするかを明確にし、生徒と共有している。

B高校では、コミュニケーションに困難を感じている生徒に対しては、複数名で学習を展開することもある。学習内容としては、次のようなサイコロトーク、コミュニケーションゲーム、イニシアチブゲームなどを実施することで、自然と他者と会話をしたり、仲間と協働して物事に取り組んだりする体験を行い、コミュニケーション能力の伸長を図っている。

【サイコロトークテーマ(例)】

サイコロの出た目のテーマについて、話をします。 慣れてきたら5W1Hを意識して話をします。



【逆さ言葉】

教師が逆さ言葉を言って、正解を生徒が早押しで答える。頭の中で言葉の順番を入れ替えて正解を導き出します。

レベル2			
正解	逆さ言葉	正解	逆さ言葉
チョコクレープ	プーレクコチョ	じえいたいいん	んいいたいえじ
フランクフルト	トルフクンラフ	えべれすと	とすれべえ
カレーライス	スイラーレカ	トレーニング	ぐんに一れと
あおもりけん	んけりもおあ	しつれんそんぐ	ぐんそんれつし
ほっかいどう	うどいかっほ	からあげくん	んくげあらか

レベル3	
正解	逆さ言葉
となりのトトロ	ろととのりなと
千と千尋の神隠し	しくかみかのろひちとんせ
一日一善	んぜちいちにちい
期末テスト	とすてつまき

【イニシアチブゲーム (一部)】

不安定な網の上にペットボトルを置いて運ぶ。 網に付いている紐の長さも違います。話合いが大 切です。



【コミュニケーションゲーム (一部)】

半筒状になったパイプを使って、複数人でボールを目的地まで運ぶゲーム。 ルールやボールは人数や 実態によって変更します。



通級を希望する生徒の多くは、自己を成長させようという意欲はあるが、自分に 自信がなく、自己肯定感が低いことが多い。そのため、客観的に自己理解をするこ とや、自己のよさを再確認することができるような学習を行っている。

通級による指導は、障がいの状態に応じた特別の指導を通常の教育課程に加え、 又はその一部に替えて行うものであるとされている。 B高校では、図 14 のように、通常の教育課程に加える形で放課後に実施している。そのため、生徒の負担感に配慮しながら、目標の達成に向けて、スモールステップで、少しずつ成功体験が増えていくよう指導内容を工夫している。

通級による指導を受けている生徒の中には、アルバイトや部活動をしたり、放課後に実習があったりすることから、通級による指導を予定どおりに実施できない場合もある。その場合は、実施日を変更するなど、柔軟に対応している。

校時	登校/SHR
1 校時	数学
2 校時	体育
5 校時	実習
6 校時	実習
	掃除/SHR
放課後	通級(15:40~16:30)

図 14 通級による指導を受けている 生徒の時間割の例

(ウ) 単位認定

通級による指導における学習の取扱いや特別な教育的支援を必要とする生徒への 指導の扱いについては、教務内規において、2以上の年次にわたる授業時数を合算 して履修を認めることを明記している。単位認定に当たっては、事前に生徒・保護 者に説明した上で、35 授業時間実施し、十分にその目標が達成できたと判断した場 合に認定することとしている。